

計量器検査手数料徴収事務委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、計量器定期検査手数料の徴収を平成31年5月20日から平成31年12月27日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第158条第2項の規定により告示する。

平成31年4月19日

新潟市長 中原 八一

1 徴収事務を行う地区

北 区	北出張所、濁川及び南浜連絡所管内
東 区	全 域
中 央 区	東及び南出張所管内
江 南 区	大江山連絡所、両川及び曾野木連絡所管内
南 区	味方及び月潟出張所管内
西 区	黒埼出張所管内及び四ツ郷屋地区
西 蒲 区	全 域

但し、一部大型はかり及び計量器多数事業所等は新潟市全域

2 徴収委託者

新潟市指定定期検査機関 一般社団法人 新潟県計量協会